平成２４年（フ）第２１７号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目15番地13　長沢マンション103号室
債務者　眞野　吉春
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３３２号
福井市学園２丁目11番６号
債務者　冨田　新吾
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
北海道旭川市６条通７丁目31番地の13　ルーベデンス６条605号室
債務者　若林　友香
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
京都府京丹後市丹後町間人2839番地の５
債務者　谷　美津彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林美沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１１７号
広島県呉市幸町８番１号海上自衛隊
債務者　山添　拓幸
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　之拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２０１号
長野市三輪５丁目４番0208号
債務者　保科　高志
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　実香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
長野県須坂市大字小山1296番地２
債務者　保科　ひろ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　実香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1539番地
債務者　津田　卓男
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
津地方裁判所熊野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７９９号
北海道千歳市花園７丁目７番１―302号
債務者　村中富美枝
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０４号
札幌市白石区北郷２条３丁目４番10号　ハイツノースタウン205号
債務者　藤谷　晴美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８９号
札幌市東区北36条東19丁目４番３号　ニューアート36―101号
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１２号
札幌市清田区清田７条３丁目24番15号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２０号
札幌市西区西野５条７丁目１番７号
債務者　志田　哲治
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５１号
札幌市白石区北郷３条４丁目９番６号　天理教清坂分教会
債務者　海老名　清
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１５号
札幌市東区北42条東17丁目４番15―105号、申立時の住所札幌市東区北22条東15丁目２番10号　登マンション10号
債務者　花田　香代
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３３号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目16番22号
債務者　澁谷　健市
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８６号
札幌市西区八軒２条西１丁目３番15号
債務者　山口　孝清
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４７号
札幌市西区発寒３条３丁目５番21―105号
債務者　溝江　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部